

## 民法 出題趣旨

### 第1期

法学既修者については、入学後、民法の基本的な知識を有していること、および法律的な考え方ができていることを前提に授業が展開される。そのため、入学後の授業に対応するために、そうした民法の基本的な知識を有しているかどうか、また、法律的な考え方ができているかを問うことが出題の目的である。

問題は、使用者責任に基づく損害賠償請求（715条）に関する問題である。とりわけ本問は、交通事故という事実的不法行為における使用者責任の成否を問うものである。

まず、XのYに対する損害賠償請求の請求根拠として、X・Y間に契約関係がないこと、および、そのため不法行為責任の可否が問題になることが論じられていることが必要である（配点割合10%）。

次に、本問では、使用者責任の成否が問題であるから、その要件が列挙されていることが必要である（配点割合20%）。

本問では、使用者責任の要件のうち、とりわけ事業執行性が問題となるが、それをどのように判断するかを詳しく論ずる必要がある（配点割合30%）。なお、本問は、交通事故という事実的不法行為に関する問題であることから、外形理論と異なる基準によって、事業執行性を判断することも考えられるが、判例は、交通事故のケースでも、事業執行性の判断基準として外形理論を用いていることから、外形理論によって事業執行性を判断しない場合にも、この点については、答案内で触れておく必要がある。

さらに、要件に対して、適切にあてはめがなされていることが必要である（配点割合20%）。

また、以上の叙述について、筋道立てて解答が書かれていることが必要である（配点割合20%）。

### 第2期

最判平成28・1・12民集70巻1号1頁を素材に、改正民法下の錯誤取消しの要件の理解を問うている。

### 第3期

法学既修者については、入学後、民法の基本的な知識を有していること、および法律的な考え方ができていることを前提に授業が展開される。そのため、入学後の授業に対応す

るために、そうした民法の基本的な知識を有しているかどうか、また、法律的な考え方ができているかを問うことが出題の目的である。

設問は、XのYに対する不法行為に基づく損害賠償請求（709条）の可否である。

まず、XのYに対する損害賠償請求の請求根拠として、X・Y間に契約関係がないこと、および、そのため不法行為に基づき損害賠償（709条）が問題になることが論じられていることが必要である（配点割合20%）。

次に、本問では、不法行為責任の成否が問題であるから、その要件が列挙されていること、および各要件のあてはめがしっかりなされているかが問題となる（配点割合30%）。

本問では、Xの母であるBがYと示談（和解）をしている。そこで、右の損害賠償請求に対して、Yから、損害賠償につき和解契約がなされたとの反論が考えられる。もっとも、右和解は、Xが胎児の間になされたものであるから、721条との関係で、和解契約の効力をどのように考えるかが問題となる（配点割合30%）。

また、以上の叙述について、筋道立てて解答が書かれていることが必要である（配点割合20%）。

#### 第4期

最判平成23・4・22民集65巻3号1405頁を素材に、法律行為法、債務不履行法、不法行為法における救済の相互関係の理解を問うている。

なお、消滅時効の関係で、前掲最判平成23・4・22に必要な改変を加えた。

#### 第5期

法学既修者については、入学後、民法の基本的な知識を有していること、および法律的な考え方ができていることを前提に授業が展開される。そのため、入学後の授業に対応するために、そうした民法の基本的な知識を有しているかどうか、また、法律的な考え方ができているかを問うことが出題の目的である。

問題は、賃借人の甲土地使用の妨害者に対する妨害排除請求に関する問題である。

まず、かりに本件賃借権が対抗力を有する場合(605条)には、賃借権それ自体に基づく妨害排除請求（605条の4）が認められる（配点割合20%）。

また、本件賃借権が対抗力を有していない場合でも、Xは、AのYに対する所有権に基づく妨害排除請求権（198条参照）を代位行使する（423条）ことが考えられる（配点割合30%）。

さらに、Xが甲土地の占有を有しているならば、占有保持の訴え（198条）を提起する

ことも考えられる（配点割合 30%）。

以上につき、請求要件を明示しながら、請求の可否を論じていくことが要求される

なお、以上の叙述について、筋道立てて解答が書かれていることが必要である（配点割合 20%）。